

「事業性融資の推進等に関する法律」

2026/4(再掲載)

2024年6月14日に「事業性融資の推進等に関する法律」が公布された。

本法では、事業者が、不動産担保や経営者保証等によることなく、事業の実態や将来性といった事業性評価に着目した融資を受けやすくなるよう、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定めている。

1. 基本理念・国の責務

- ①事業性融資の推進に関する基本理念として、事業者と金融機関等の緊密な連携のもと、事業の継続および事業の発展に必要な資金の調達等の円滑化を図る。
- ②国は、基本理念にのっとり、事業性融資の推進に関する施策を策定・実施する責務を有することとなる。

2. 事業性融資推進本部の設置

- ①事業性融資の推進について、総合的かつ集中的に取り組むため、事業性融資推進本部(本部長:金融担当大臣)を金融庁に設置する。
- ②事業性融資推進本部の構成員は、金融担当大臣、経済産業大臣、財務大臣、農林水産大臣および法務大臣等。
- ③事業性融資推進本部では、事業性融資の推進に関する基本方針を定めることとする。

3. 企業価値担保権の創設

- ①有形資産に乏しいスタートアップ企業や、経営者保証により事業承継や事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するために、無形資産を含む事業全体を担保とする制度(企業価値担保権)を創設する。
- ②企業価値担保権を活用する場合には、債務者の粉飾等の例外を除いて、経営者保証の利用を制限する。
- ③企業価値担保権の設定に伴う権利義務に関する適切な理解や取引先等の一般債権者保護等、担保権の適切な活用を確保するために、新たに創設する信託業の免許を受けた者を担保権者とする。
- ④担保権実行時には、企業価値を損なうことがないように、商取引債権・労働債権等といった事業の継続に不可欠な費用について優先的に弁済し、事業譲渡の対価を融資の返済に充てることとなる。

企業価値担保権の設定及び効力等について

項目	企業価値担保権について
担保目的財産	総財産 (将来キャッシュフローを含む事業全体の価値) 【新法第7条第1項】
借り手 (債務者・設定者)	株式会社・持分会社 (自己の債務を担保するためにのみ設定可) 【新法第2条第2項、第7条第1項、第13条第1項】
担保権者	企業価値担保権信託会社(新設) (※)銀行等には簡易な手続で免許を交付 【新法第8条、第33条第2項等】
貸し手 (被担保債権者)	制限なし (※)銀行以外に、ベンチャー・再生ファンド等も利用可
対抗要件	商業登記簿への登記 (※)他の担保権との優劣は対抗要件具備の先後等 【新法第15条、第18条等】
借り手の権限	担保目的財産の処分は基本的に自由 (※)事業譲渡など、事業の内容を大きく変え、担保価値の毀損につながる通常の事業活動の範囲外の行為には、担保権者の同意を必要とする。 【新法第20条】
貸し手の権限制約	粉飾等があった場合を除き、経営者保証の利用を制限 【新法第12条】

(出所)金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」(2024年3月)

4. 認定事業性融資推進支援機関制度の導入

①企業価値担保権の活用等を支援するために、事業性融資について高度な専門的知見を有し、事業者や金融機関等に対して、助言・指導を行う機関の認定制度を導入する。

その他概要は、金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」(2024年3月)

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/setsumei.pdf>

を参照ください。

以上